

保健福祉委員会

令和7年7月9日

【庶務報告】

〔福祉部〕

- (1) (仮称) 特別養護老人ホーム等代替施設の整備について (福祉管理課長)
- (2) 国家賠償請求事件に係る訴えの変更申立てについて (東生活課長)

〔健康部〕

- (1) 葛飾区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例の制定等について (生活衛生課長)
- (2) 耳の健康診査の実施医療機関について (健康推進課長)
- (3) 受動喫煙対策に係る取組状況について (健康推進課長)

〔子育て支援部〕

- (1) ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)の拡充について (子育て応援課長)
- (2) 子育て家庭家事サポーター派遣事業の拡充について (子育て応援課長)
- (3) 私立幼稚園等における弁当食材料費補助の実施について (子育て施設支援課長)

(仮称) 特別養護老人ホーム等代替施設の整備について

福祉管理課

1 趣旨

(仮称) 特別養護老人ホーム等代替施設については、令和6年9月及び同年11月の保健福祉委員会において、設計の進捗に係る庶務報告を行ったところである。

今般、当該施設の設計が完了したため、報告するもの

2 施設概要

(1) 所在地

葛飾区南水元三丁目 1646 番 5 (都営住宅水元小合アパート跡地)

(2) 敷地面積

2,330.67 m²

(3) 構造・階数・延床面積

鉄骨造、地上5階建、4,809.53 m²

(4) 定員数

92 床 (従来型多床室 74 床、従来型個室 18 床)

(5) 諸室配置

階層	主要諸室
1 階	事務室、面会室、職員更衣室、厨房など
2～4 階	居室、浴室、利用者食堂、介護職員室、介護職員休憩室、介護材料室など
5 階	機能訓練室、防災拠点型地域交流スペース、倉庫など
屋外	駐車スペース、職員駐輪場、敷地内通路など

3 設計の概要

(1) 経過

昨年の保健福祉委員会への庶務報告後、令和6年12月の区内特別養護老人ホーム施設長会及び令和7年2月の近隣住民説明会において、設計内容や今後のスケジュール等を説明し、寄せられた意見・要望の反映や検討を行うとともに、各種法令基準への適合に係る関係機関との協議・修正を行い、設計が完了した。

(2) 意見・要望への主な対応

窓に視線防止機能を施すなどの近隣住居へのプライバシーに配慮する設計としたほか、自転車や歩行者など地域の方を中心に誰でも通行できる通路を敷地内東側に整備することとした。

なお、敷地外西側に隣接する区道については、近隣住民からの歩道整備に係る早期実現の要望を踏まえ、施設整備に先行して令和7年1月に歩道拡幅整備工事を行っている。

(3) 平面図、外観イメージ図

別紙のとおり

4 今後の整備予定

設計完了に伴い、建設工事に着手する必要があるため、第3回区議会定例会に建設工事議案を、第4回区議会定例会に電気等の設備工事議案をそれぞれ提出する予定である。

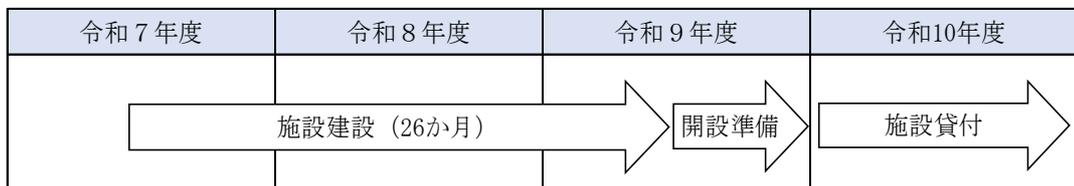
(1) 建設工事期間

令和7年10月～令和9年11月

(2) 貸付開始

令和10年4月

竣工後、什器類の搬入設置や利用予定施設の内覧などを行う開設準備期間を経て、施設への貸付を開始する。



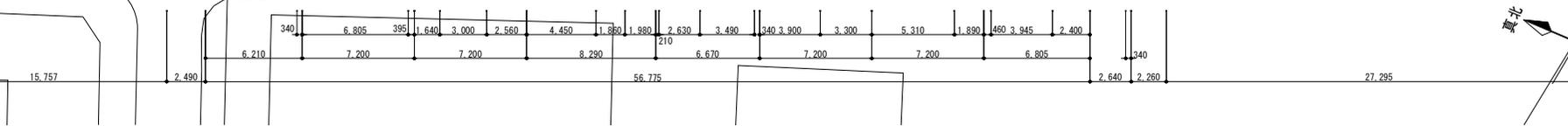
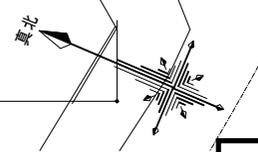
凡例

- 事務・職員エリア
- 調理室エリア
- 各諸室エリア
- 共用部エリア



南水元けやき公園
(区立公園)

▽道庁中心線
法42条1項1号道路 (特別区道 葛359号 R7.2.25)



1階平面図 S = 1:300

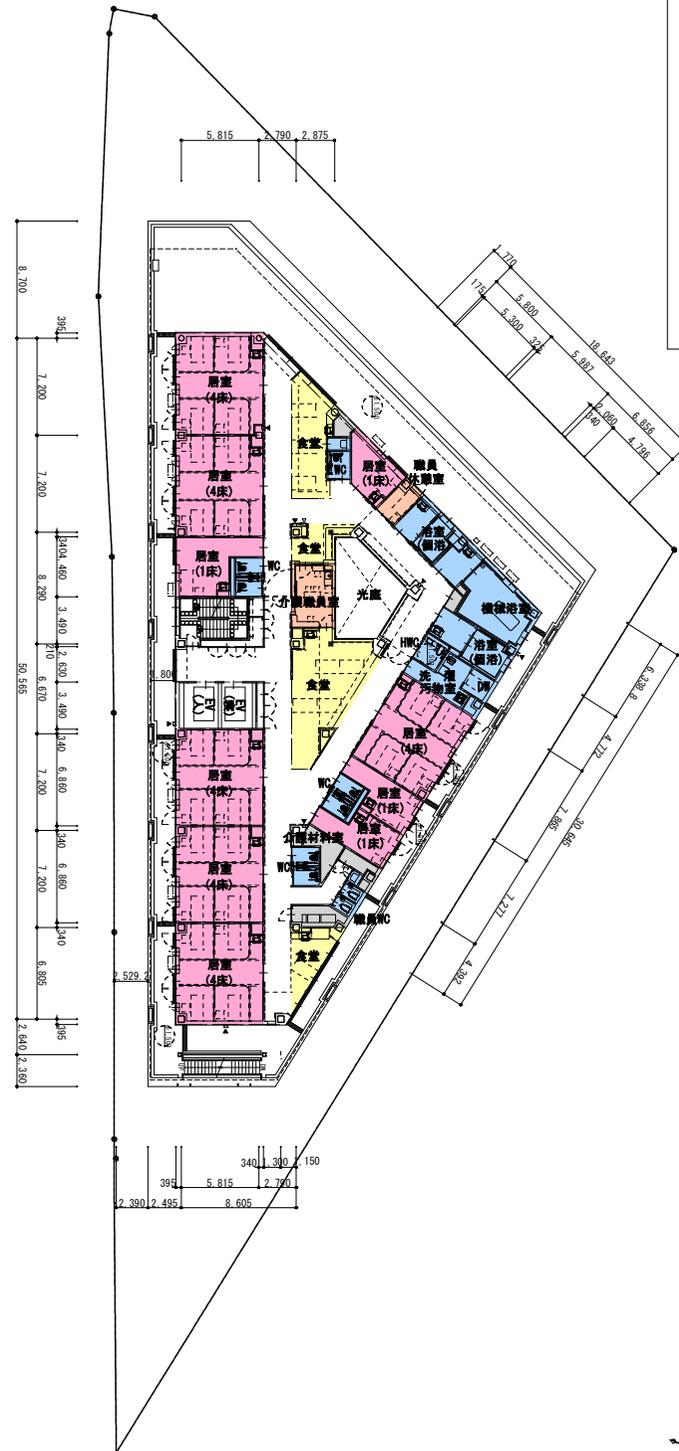
別紙

凡例

- 居室
- 職員室
- 食堂
- 浴室、洗濯・汚物室、給湯室
- 倉庫、設備室



2・3階平面図 S = 1:400



4階平面図 S = 1:400





6

庶務報告 No. 2
福 祉 部
令和 7 年 7 月 9 日

国家賠償請求事件に係る訴えの変更申立てについて

東生活課

次のとおり、国家賠償請求事件に係る訴えの変更申立てがあったため、報告するもの

1 原告の主張（変更前）

- (1) 原告らは、原告らの生活扶助における障害者加算等を求める申請に対し、被告が年金証書等に依拠した機械的形式的な判断による対応に終始したことにより、障害を抱える原告らの特別の負担・需要が無視され、精神的苦痛を被った。
- (2) 原告[]が葛飾区被保護者自立促進事業実施要綱に基づき日常的な健康管理や健康増進を目的とする健康管理機器として電気カミソリの購入費用の給付を求めたところ、被告が電気カミソリは理美容機器であるという原告[]の実情を無視した機械的形式的な判断をしたことは、当該事業の目的に反するため、原告[]が電気カミソリの購入費用の支給を受けられる地位にあることの確認を求める。

2 原告の主張（変更後）

- (1) 1(1)に同じ。
- (2) 1(2)に同じ。
- (3) 1(2)に加え、予備的に、電気カミソリの購入費用相当額を請求する。

3 訴訟の内容

- (1) 事件名 [] 国家賠償請求事件
- (2) 裁判所 東京地方裁判所
- (3) 原告
ア []

イ

(4) 被告

葛飾区

(5) 請求の趣旨（変更前）

ア 被告は、原告らに対し、金11万円及びこれに対する本訴提起の日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え

イ 被告の葛飾区被保護者自立促進事業要綱に基づき、原告が被告から金1万8,800円の支給を受けられる地位にあることを確認する

ウ 訴訟費用は被告の負担とする

との判決を求める。

(6) 請求の趣旨（変更後）

ア (5)アに同じ

イ (5)イに同じ

ウ (5)イに加え、予備的に、原告に対し、金1万8,800円を支払え

エ (5)ウに同じ

との判決を求める。

4 事件の経過

(1) 令和7年2月19日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、同月20日）

(2) 令和7年6月4日 弁論準備手続期日（原告による訴えの変更申立て）

5 区の方針

引き続き、特別区人事・厚生事務組合法務部と協力して応訴する。

庶務報告 No. 1
健康部
令和7年7月9日

葛飾区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例の制定等について

生活衛生課

1 趣旨

区内において、管理者が常駐していない小規模な宿泊施設が急増し、宿泊者による騒音等の苦情が多発している課題がある。そのため、「葛飾区旅館業及び住宅宿泊事業対策検討会」にて、宿泊施設の適正な運営を実現するための対策を検討し、住宅宿泊事業（いわゆる民泊）に関しては新たに条例を制定し、旅館に関しては既存の条例を改正することとする。

2 葛飾区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例の制定について

(1) 住宅宿泊事業法の趣旨

事業を営む者の業務の適正な運営を確保しつつ、国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応して、これらの者の来訪及び滞在を促進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の発展に寄与することである。

(2) 条例で規定できる事項

住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するために必要があるときは、合理的に必要と認められる限度において、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限することができる（法第18条）。

(3) 骨子案

ア 目的

住宅宿泊事業を実施する期間の制限その他住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関し必要な事項を定めることにより、住宅宿泊事業に起因する区民の生活環境への悪影響を防止し、住宅宿泊事業者と地域住民との信頼関係の構築を図り、もって地域経済の発展に寄与することを目的とする。

イ 定義

この条例で使用する用語を定義する。

ウ 区の責務

区は、条例の目的達成に必要な施策を策定し実施するものとする。

エ 区民の責務

区民は、区が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

オ 住宅宿泊事業者等の責務

住宅宿泊事業者及び住宅宿泊管理業者は、関係法令を遵守するとともに、区が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

カ 宿泊者の責務

宿泊者は、住宅宿泊事業者又は住宅宿泊管理業者から受けた説明を遵守し、周辺地域の生活環境への悪影響の防止に努めるものとする。

キ 実施制限

商業地域を除く地域で、月曜日の正午から土曜日の正午まで（国民の祝日及び12月29日から1月3日を除く。）住宅宿泊事業を実施できない。ただし、管理者が常駐する場合はこの限りではない。

ク 届出住宅の公表

届出住宅に関する公表事項を定める。

ケ 違反者の公表

違反者についての公表事項を定める。

コ 既存施設への適用

（ア）実施制限は適用しない。

（イ）責務と届出住宅の公表、違反者の公表は適用する。

3 葛飾区旅館業法施行条例の一部を改正する条例について

（1）趣旨

葛飾区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例の制定に伴い、葛飾区旅館業法施行条例に、次に掲げる衛生に必要な措置及び生活環境の悪化防止のための規定を追加する。

（2）改正の骨子案

ア 宿泊者の衛生に必要な措置の基準

営業従事者を常駐させることを定める。

イ 構造設備の基準

営業従事者が常駐できるための設備を設けることを定める。

ウ 営業者の遵守事項

営業者の遵守事項を定める。

エ 違反者の公表

違反者についての公表事項を定める。

オ 既存施設への適用

（ア）営業従事者常駐及びそれに伴う構造設備規定は適用しない。

（イ）営業者の遵守事項、違反者の公表は適用する。

4 今後の予定

令和7年	9月	保健福祉委員会へ条例の素案報告
	9月	区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）実施
	12月	議案（条例案）提出
		保健福祉委員会へ区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）結果を踏まえた条例案を報告
令和8年	4月	条例施行（予定）

耳の健康診査の実施医療機関について

健康推進課

令和 7 年 7 月より申込みを開始した耳の健康診査の実施医療機関を報告するもの

1 実施医療機関

No.	地域	医療機関名	所在地
1	立石	平成立石ペンギンクリニック	立石 5-7-3
2		エマオ耳鼻咽喉科医院※	立石 8-9-6
3	東立石	さくら耳鼻咽喉科クリニック※	東立石 3-25-12-101
4	お花茶屋	井沢耳鼻咽喉科医院	お花茶屋 1-16-11 2F
5	宝町	やすだ耳鼻いんこう科クリニック※	宝町 1-1-1
6	小菅	あやせ耳鼻咽喉科医院※	小菅 4-10-6 1F
7	白鳥	おんだ耳鼻咽喉科クリニック※	白鳥 4-10-17 コープ みらい葛飾白鳥店 2階
8	青戸	あおと耳鼻咽喉科クリニック※	青戸 3-37-6 3F
9		まるやま耳鼻咽喉科クリニック	青戸 5-20-12 2F
10	奥戸	いるか耳鼻咽喉科	奥戸 2-16-7 2F
11	新小岩	新小岩ゆり医院	新小岩 2-9-14 2F
12	東新小岩	佐久間医院	東新小岩 1-7-10-101
13		宇野耳鼻咽喉科医院	東新小岩 5-1-5
14	高砂	もろた耳鼻咽喉科医院※	高砂 3-15-12
15	柴又	おぎわら耳鼻咽喉科クリニック※	柴又 1-4-10
16		なかむら耳鼻科小児科※	柴又 1-41-11 1F
17	亀有	中山耳鼻咽喉科※	亀有 3-7-7-301
18		瀬戸耳鼻咽喉科医院	亀有 3-16-2
19		リリオみみ・はな・のどクリニック※	亀有 3-26-1 リリオ館 6階
20	金町	金町耳鼻咽喉科クリニック※	金町 5-31-13 3F
21		潮耳鼻咽喉科クリニック	金町 6-4-2 2F
22	東金町	桜井耳鼻咽喉科※	東金町 1-41-3 3F
23	水元	あみ耳鼻咽喉科クリニック	水元 1-22-18
24	東水元	鈴木耳鼻咽喉科医院※	東水元 3-6-3 1F
25	南水元	水元耳鼻咽喉科・外科クリニック	南水元 1-25-1

※補聴器相談医が在籍する医療機関

実施医療機関は、区公式ホームページ及び受診券に掲載し、周知する。

2 その他

聴力検査の結果等により補聴器相談医が「補聴器が必要」と判断した場合における医療費控除に係る要件を受診券に明記する。また、補聴器相談医、及び確定申告の際に必要な診療情報提供書については、区公式ホームページにて情報提供を行う。

受動喫煙対策に係る取組状況について

健康推進課

受動喫煙対策として、令和6年度に実施した主な事業について報告するもの

1 公衆喫煙所整備等助成

望まない受動喫煙を生じさせない環境整備を推進することを目的として、受動喫煙防止対策を施した一般利用できる公衆喫煙所を設置する民間事業者に対し、その費用を助成するもの

(1) 対象施設

ア 場所

葛飾区四つ木一丁目 45 番 4 号

イ 受動喫煙防止対策

(ア) 喫煙所の室外から室内への風速を 0.2 メートル毎秒以上確保

(イ) たばこの煙を屋外に排出する排気設備の整備

(ウ) 出入口に扉を設け、壁、天井により非喫煙区域から空間的に分離

ウ 運営日及び時間

水曜日を除く、午前 8 時～午後 10 時

エ 運営開始日

令和 7 年 4 月 1 日

オ 周辺図



- (2) 助成金額
設置費 5,000,000 円
- (3) 今後の取組
区公式ホームページ等を活用し、対象施設を紹介するとともに、喫煙所設置の可能性がある事業者に対して、事業PR及び事例紹介、ノウハウの情報提供を行い、公衆喫煙所の設置に向ける。

2 禁煙外来治療費助成

喫煙及び受動喫煙に伴う健康への影響を防止するために、禁煙を希望する区民に対し、医療機関における禁煙外来治療に要する費用の一部を助成するもの

- (1) 助成件数
30 件
- (2) 助成金額
285,180 円
- (3) 今後の取組
区公式ホームページ等に禁煙達成者の取組を紹介することにより、禁煙外来治療費助成の利用促進をさらに図る。

3 受動喫煙対策の相談指導

健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例に基づき、施設の管理権限者等に対し、受動喫煙対策の相談、指導を行うもの

- (1) 相談指導件数
延べ 43 件
- (2) 主な内容
 - ア 屋外にある灰皿について
 - イ 屋外の受動喫煙について
 - ウ 飲食店等における受動喫煙対策について
- (3) 今後の取組
引き続き、受動喫煙対策に関する相談に丁寧に対応し、受動喫煙対策を推進する。

ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の拡充について

子育て応援課

1 概要

現在区では、日常生活上の突発的な事情等により一時的に保育が必要となった児童の保護者に対して、都の補助制度を活用し、ベビーシッターの利用に係る利用料（保育料）の一部を助成する「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）」を実施しているところである。

今般、都の補助制度の拡充に伴い、障害児、ひとり親家庭等におけるサービスの充実を図るため、助成対象者及び利用上限時間の拡充を行う。

2 拡充内容

(1) 助成対象者

現行の「満6歳に達する年度の末日までの未就学児の保護者」及び「学童保育クラブ入会不承認の小学1年生から3年生までの児童の保護者」に「満12歳に達する年度の末日までの障害児の保護者」を加える。

(2) 利用上限時間

現行の「児童1人当たり年間144時間（未就学の多胎児の場合、児童1人当たり年間288時間）」から「未就学及び就学の多胎児、障害児及びひとり親家庭の場合、児童1人当たり年間288時間」に拡充する。

【参考】現行の年間利用上限時間（児童1人当たり）との比較

	未就学		就学			
			学童保育クラブ入会不承認の小学1年生から3年生までの児童		満12歳に達する年度の末日までの障害児（※1）	
	現行	拡充後	現行	拡充後	現行	拡充後
多胎児	288時間	288時間	144時間	288時間	—	288時間
障害児・ひとり親家庭	144時間	288時間	144時間	288時間	—	288時間
上記以外	144時間	144時間	144時間	144時間	—	

※1 拡充後新規助成対象者

3 拡充に伴う影響見込人数等

		現行 (※2) (A)	拡充後見込 (B)	影響見込 (B - A)
未就学	人数	794 人	794 人	0 人
	時間数	42,150 時間	42,367 時間	217 時間
	助成額	97,352,692 円	97,853,745 円	501,053 円
就学	人数	0 人	4 人	4 人
	時間数	0 時間	424 時間	424 時間
	助成額	0 円	979,016 円	979,016 円
計	人数	794 人	798 人	4 人
	時間数	42,150 時間	42,791 時間	641 時間
	助成額	97,352,692 円	98,832,761 円	1,480,069 円

※2 令和6年度実績

4 予算措置

令和7年度当初予算の範囲内で対応し、拡充後の助成状況を踏まえ、助成額が予算額を超過する見込みとなった場合は、必要な措置を講ずる。

5 適用年月日

令和7年4月1日に遡及して適用する。

6 周知方法

広報かつしか、区公式ホームページ、各種SNS及び事業案内チラシにより周知する。

子育て家庭家事サポーター派遣事業の拡充について

子育て応援課

1 概要

現在区では、子育て等に伴う身体的・精神的負担や外出の困難さの軽減を図るため、多胎妊婦及び3歳未満の子育て家庭に対して、国及び都の補助制度を活用し、「子育て家庭家事サポーター派遣事業」を実施しているところである。

今般、都の補助内容の拡充に伴い、更なるサービスの充実を図るため、助成対象者及び利用上限時間の拡充を行う。

2 拡充（変更）内容

(1) 事業名称

現行の「子育て家庭家事サポーター派遣事業」から「子育て家庭等家事サポーター派遣事業」に変更する。

(2) 助成対象者

現行の「多胎妊婦及び3歳未満の子どもを養育する家庭」から「妊婦（単胎・多胎いずれも対象）及び3歳未満の子どもを養育する家庭」に拡充する。

(3) 利用上限時間

現行の「20～240時間（子どもの年齢や人数により異なる）」から「妊婦又は3歳未満の子ども1人当たり96時間」に拡充する。

【参考】現行の利用上限時間（次の誕生日の前日までの期間）との比較

区分		子どもの年齢・人数	現行	拡充後
多胎児家庭以外	第1子家庭	妊婦～0歳	60時間	妊婦又は3歳未満の子ども的人数 ×96時間
		1歳	20時間	
		2歳	20時間	
	多子家庭	0歳と3歳未満	180時間	
		0歳と3歳以上	60時間	
		1歳と3歳未満	40時間	
		1歳と3歳以上	20時間	
多胎児家庭	多胎妊婦～0歳(※)	240時間		
	1歳	180時間		
	2歳	120時間		

※拡充後の「多胎妊婦～0歳」家庭については、「240時間」と「妊婦又は3歳未満の子ども的人数×96時間」を比較し多い時間数を利用上限時間とする。

3 予算措置

第3回定例会において補正予算案に計上予定

4 適用年月日

令和7年4月1日に遡及して適用する。

5 周知方法

広報かつしか、区公式ホームページ、各種SNS及び事業案内チラシにより周知する。

また、既に派遣決定通知書の交付を受けている家庭に対しても、個別に周知する。

私立幼稚園等における弁当食材料費補助の実施について

子育て施設支援課

1 概要

私立幼稚園等の昼食に係る食材料費については、給食を提供している施設に対して、補助を行っている。一方で、給食を提供していない施設では、児童が弁当を持参しているところであるが、その食材料費については、補助を行っていない状況である。

この度、令和7年9月から実施する第一子保育料無償化を含めた子育て世帯の負担軽減策の実施に併せて、私立幼稚園等に通う弁当を持参する家庭に対して補助を行うことで、更なる子育て世帯の負担軽減策を実施するもの

2 内容

(1) 補助対象

弁当を持参して私立幼稚園、私立認定こども園へ通う区内在住児童の保護者

(2) 補助対象者数

約 1,400 人

(3) 補助金額

一日当たり 400 円（月額上限 8,000 円）

（給食を提供している施設に対する補助金額と同額）

3 適用開始予定

令和7年9月

4 影響見込み額（概算）

歳出 約 16 百万円増

5 予算措置

第3回定例会において補正予算案に計上予定

（参考） 区内私立幼稚園等の平日の昼食提供状況

全て給食 19 施設

一部弁当 10 施設（週1回、月2回等）

全て弁当 1 施設